

葛飾区児童相談所基本構想(概要版)

5 建設予定地



所在地

葛飾区立石二丁目179番1、2号

面積

2,177.93㎡

建設予定地の選定理由

- ・区中心部で一定規模の面積を有すること。
- ・重要な連携先となる区役所や子ども総合センター、警察署、救急病院などが近くにあること。
- ・可能な限り子ども一人ひとりに合った支援ができるよう、公園やスポーツ施設が近くにあること。
- ・繁華街から少し離れた落ち着いた環境であること。

6 スケジュール

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画		設計・工事		開設
	地域等への説明				

※今後の検討状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

葛飾区児童相談所基本構想(概要版)
 葛飾区子育て支援部児童相談所設置準備担当課
 〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 葛飾区子ども総合センター
 電話 03(3602)1247(直通)
 メール 113000@city.katsushika.lg.jp

令和2年3月

1 策定の目的

児童福祉行政の現状と課題を整理し、葛飾区児童相談所・一時保護所を設置した後の本区がめざす児童福祉行政の基本方針を示すものです。

2 児童福祉行政の現状と課題

(1) 葛飾区子ども総合センター

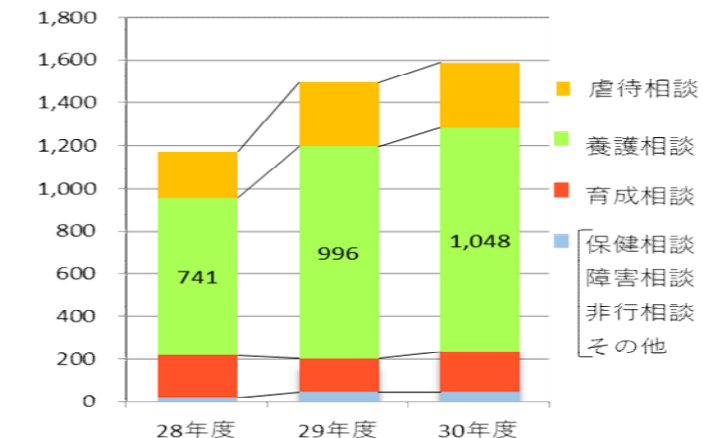
- ・全相談受案件数のうち、養護相談の増加が顕著であり、相談体制のさらなる充実が必要です。
- ・子どもと家庭に関する総合相談窓口である子ども総合センターの認知度(44.9%)のさらなる向上が必要です。
- ・子ども家庭支援センターの開庁日や時間の延長などを含め、利便性のさらなる向上が必要です。

(2) 東京都における児童相談所・一時保護所

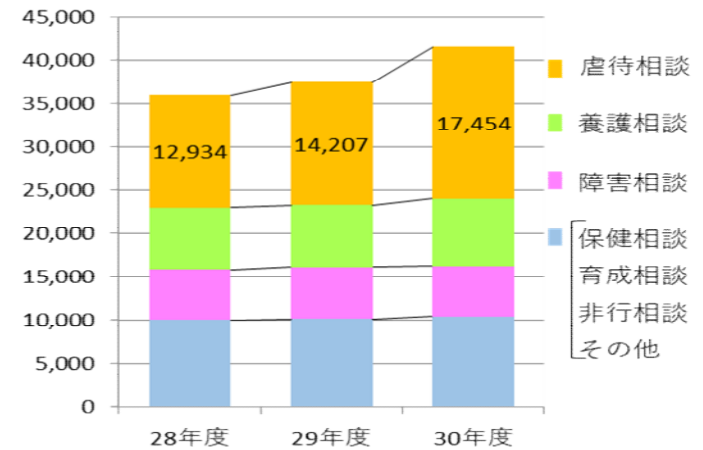
- ・全相談受案件数のうち、虐待相談の増加が顕著です。
- ・一時保護所の定員不足や一時保護期間の長期化などの課題を解消し、子どもの最善の利益を確保できるより一層の環境整備が必要です。
- ・東京都児童相談所と子ども家庭支援センターとの連携の在り方について、連携をさらに深化させる取組みが必要です。

(3) 東京都における社会的養護

- ・里親と里子を社会全体で支えるため、里親に対する認知度の向上と理解を示す人を育て、里親になることを希望する人をさらに増やすことが必要です。
- ・里親と里子に対する支援の充実・支援体制の強化が必要です。



【子ども総合センター(子ども家庭支援センター)相談受案件数】



【東京都児童相談所相談受案件数】

3 区立児童相談所・一時保護所設置の主な意義

(1) ライフステージに合わせた切れ目のないサービスを受けることができる

- ・地域資源のさらなる活用
複合的に課題のある支援が困難な家庭や支援の必要性の理解が低い家庭などに対して、区内の子育て支援に関するサービスや場所、人などの地域資源を個々の家庭に合わせて効果的に活用することがこれまで以上に可能となります。
- ・職員間連携の強化
指揮系統が一つになるため、支援が必要な家庭の早期発見と早期対応の一体的な対応が可能となり、支援の狭間に埋もれてしまうケースの発生を予防できます。

(2) 住み慣れた身近な地域で相談や手続きができる

- ・物理的にも心理的にも距離が近くなることから、非行相談や里親等に関する手続きなどが行いやすくなります。保護者だけでなく、子どもにとっても地域に根差した身近な相談機関になることが期待されます。
- ・児童相談所が区役所や子ども総合センター、警察署、救急病院などに近く、緊急を要する案件に対して、これまで以上に迅速な対応が可能となります。

4 基本方針

現在

令和5年度

今後の展望

子ども総合センター

子ども総合センター 【機能強化】
 区民に寄り添う妊娠期から子育て期にわたる保護者支援と子ども支援を行う身近な総合相談窓口

児童相談所・一時保護所 【新規設置】
 子どもの安全確保を第一に考えた一時保護所への入所措置など強制力のある専門的支援の実施

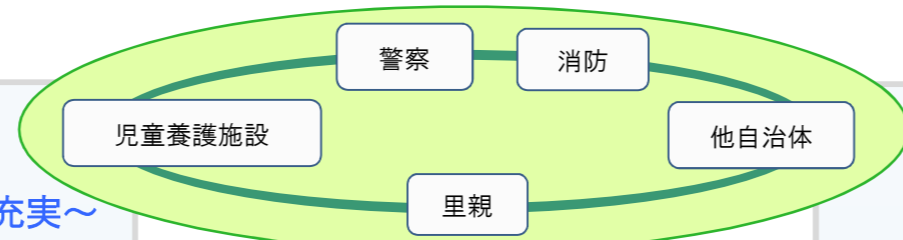
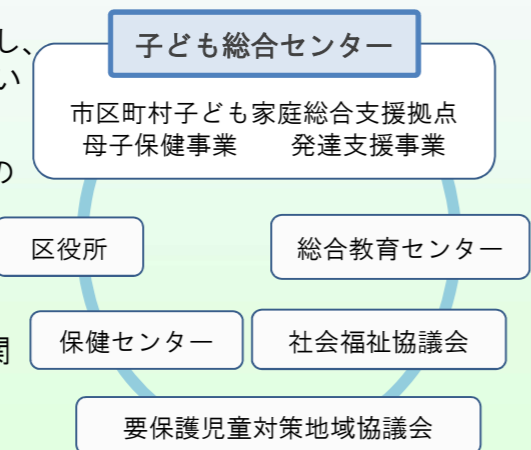
子ども総合センターと児童相談所が、児童福祉を推し進める両輪となり、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた切れ目のない支援を、これまで以上に適切かつ迅速に行う体制を構築します。

めざすのは「子どもとその家庭が安全で安心して自立した生活ができるかつしか」の実現

支援・予防

～気軽に相談でき、保護者と一緒に悩み、考える支援体制の充実～

- ・ 区の社会資源やサービスを最大限活用し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援体制を構築します。
- ・ 自立後も子どもやその家庭にとって心の拠り所になる体制づくりをめざします。
- ・ 支援が必要な子どもや家庭に関する小さな気づきの共有など困ったときに相談し合える関係性を構築し、支援機関の孤立化を防止します。



連携の輪



介入

～親子関係の再構築を図り、子どもの最善の利益を確保～

- ・ 虐待通告があった際は「いつでも」「すぐに」「確実に」子どもの安全確保を行います。
- ・ 一時保護期間中は、子どもの気持ちや意見を最大限酌み取り、不安の解消や権利の制限が最小限になるように努めます。
- ・ 家庭で過ごすことのできない子どもたちが里親など家庭的環境で生活し、将来は社会的自立ができるように支援します。

児童相談所 一時保護所
 相談機能、一時保護機能
 措置機能

気づき

～地域全体で子どもとその家庭を温かく、見守り、支える『まなざし』づくりの推進～

- ・ 虐待などに対するアンテナ機能の役割を担います。
- ・ 支援が必要な子どもや家庭に気づいたらためらわず、速やかに子ども総合センターや児童相談所に情報提供や通告を行います。
- ・ 世代を超えた大人だけでなく、主体となる子ども自身も含め、すべての区民が「怒鳴らない・手をあげることによらない子育て」を認識し、体現していきます。

